

〔宮城寛淳議員 登壇〕

○11 番 宮城寛淳議員 それでは、質問したいと思います。大きい 2 点あります。1 点目は、シルバー人材センター設立に向けてということで質問いたしたいと思います。実は 9 月定例でも行ったのですが、時間が足りなくて急ぎで質問をまともにできなかったものから、再度似たような質問をしたいと思います。(1) 人材活用事業に社協が実施しているファミリーサポート事業、まちづくりサポートセンター事業と町で実施している人材サポートセンター事業があります。平成 27 年 9 月定例会でシルバー人材センター設立について質問しましたが、現在の取組の充実を図ることで対応したいというような答弁がございました。町民の要求に十分に答え切れていないように私は感じているわけですが、町民の皆さんが他市町村のシルバー人材センターなどを利用している状況を見ても明らかであります。町や社協と窓口が二つありますが、窓口を分けずに 1 つにしていくことを検討してはどうか。それから、現在のこの人材センターの事業だと独自の事業ができないのではないかというような質問であります。(2) 南城市や八重瀬町などのシルバー人材センターを訪ねたところ、多くの活動が実施されていきました。そのなかで就業機会の確保はもちろんであるのですが、研修や技能講習会、就業分野の開拓・拡大、独自事業、社会活動参加、指定管理者事業などいろいろやっています。当町も担当課にシルバー人材センター設立に向けてのそういった調査・研究をさせてはどうかというような質問です。

2. 街路事業における補償費の返還を問うということです。議会の全員協議会、それから補正予算でも質問をして街路事業における補償費返還についての説明がありましたけれども、大筋で理解したつもりであります。改めて確認する意味で質問したいと思います。町道 3 号線を挟んで工場側は補助の対象となったが、町は東側も事業の一体化ということで補助の対象とすべきとして補償した。ところが、国は道路に支障のない東側の補助はできないと返還を求めた、その理解でよろしいかどうか。それから、(2) 国が補助できない理由は何か。それから(3) 補助の対象外とされた東側について、仮に補助の対象外と分かった場合、町の単費で補償しても事業を進めたかどうか。この件については、補正予算でもやると町長の答弁を得ていますが、改めて答弁をお願いしたいと思います。それから(4) 補償費の過大支払分の返還 1,221 万 6,000 円が、町民の負担となるわけですが、平成 26 年度にも不発弾処理費用のもらえるべき補助が当町の実績で交付されなかったということも起きています。この間の事態は、町当局に大きな責任があると思いますけれども、町長はどう責任を取っていくのか質問したいと思います。

○議長 宮城清政君 副町長。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前 10 時 06 分)

再開（午前 10 時 07 分）

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項 1 点目、シルバー人材センター設立に向けて（１）と（２）は関連いたしますので一括して答弁いたします。町社協のファミリーサポートセンター事業、まちづくりサポートセンター事業、町の人材サポートセンター事業の平成 26 年度の実績として、ファミリーサポートセンター事業が 798 件、まちづくりサポートセンター事業は 385 件、人材サポートセンター事業はマッチング数 11 件の実績があります。今後もこの取組の活用と充実を図ることで対応していきたいと考えております。シルバー人材センター設置に向けての調査・研究は、現段階では考えておりません。

質問事項 2 点目の街路整備事業における補償費の返還を問う（１）と（２）については、関連しますので一括して答弁します。今回指摘を受けました借家人移転補償については、町道 3 号線沿いに位置する事業所で、道路を隔てて車検整備や一般整備、中古車販売を行っている法人に補償を行ったものです。補償の内容は、直接道路用地に支障となる物件にて事業経営を行っている法人に対し、道路を隔てて事業展開をしている中古車販売や板金塗装部について同一事業の一貫性のある営業運営がなされているとして本事業で片側のみの移転となりますと本来行われていた経営の形態ができず、経営効率が低下すると認められることから、関連移転として補償を行いました。会計検査といたしましては、原則として取得用地内における物件等が補助の対象とすべきという見解でありました。（３）についてお答えします。物件及び移転等の補償範囲は、補助の対象の有無ということではなく、調査等により判断した補償範囲で行うものであります。よって補償範囲の一部が補助対象外となった場合は、町の単独事業にて進めていくと考えております。（４）についてです。このたびの補償費に伴う補助金返還につきましては、議会及び町民の皆様へ大変なご迷惑をおかけしたことに深くお詫びを申し上げます。今後については、同様な事件が起こらないように体制強化を図り、チェック機能を向上させ、適正な事務執行に努めてまいります。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 そのシルバー人材センターについては、今回も同じような答弁になっているのですけれども、この社協と町が別々に行っている窓口というのがそのようになっているのですね。それを 1 か所にまとめてもう少し効率よくできないのかなというのが一つです。ファミリーサポートセンターは、子どもたちを預けたり預かったりその内容は決まっているものです。それから人材サポート事業というのは、農作業の手伝いをするということだけですよね。もう 1 つ、まちづくりサポートセンター事業は福祉協議会に委託して行っている事業ですけれども、草木の伐採、ちょっとした修理、買い物の手伝い、

よく言われているシルバー人材センターも行っているような事業なのですね。違いはただ、60 歳以上でないということだけだと思うのです。その社協が行っている事業、町が行っている事業というのではなくて、私が言うシルバー人材センターとは1つの窓口としてやればもっとももっといろんな事業も展開できるのではないかと質問です。これまで早くシルバー人材センターを設立させようと急かせてきたこともあるのですが、今回質問を変えまして設立に向けての調査・研究をまずやってはどうかとしています。これまではずっと作れ、作れと急かしてきたのですが、皆さん方はこれまでやってきたファミリーサポートとかまちづくりとかそれで対応できるのだと言っていて、実際はそうではないと、他にもいろんな事業があるし、他のシルバー人材センターを見てきますともすごく大きな事業をやっているのです。そういうことができれば、もっともっと南風原町の皆さん方、高齢者の皆さん方の生きがいづくりができるのではないかと思うのです。そういう意味では、調査・研究が必要ではないかと私は思うのです。ぜひ、何歳になっても働ける場所を確保する、そういう手助けとしての人材センター、その設立に向けての準備のために勉強をやっていくというものです。その調査・研究をするなかで、南風原町にシルバー人材センターは要らないのだというような結論になるかも知れません。今まで調査・研究をどれぐらいやってきたか聞いていないのですが、またやる必要はないという答弁になっていますけれども、それはやってみてどうしようかというような方向に行くのではないかと思うのです。いかがでしょうか。南城市の新しい事業として、例えば伐採した樹木をチップ化したり腐葉土を販売したり浄化槽の汚泥を発酵させて肥料にしたり、そういうようなことをやっているのです。それから、指定管理の仕事を受けたりいろいろやっているのです。私たちは町や社協に委託するのだけれども、独立すればそういう事業も展開していけるのではないかと思うのです。そういう意味での調査・研究です。そのへんいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。まず1点目のご質問、窓口の一本化でございますが、議員おっしゃいますように確かに就労の機会提供等、それからサポート会員、お願い会員等のマッチング等、そういうことを見ていきますと、一本化していったほうが同じ対象者が一つの窓口でできる部分ではメリットがあるかと思えます。社協で実施しています、まちづくりサポートセンターは福祉的な部分の事業が多くございます。現在は、病院での障がいのある透析患者の見守り、時間がかかりますので付き添いも増えてきております。また、こういった事業があることが少しずつ浸透してきまして、草刈り等の件数もどんどん増えてきております。周知をすることでまだまだ利用者が増えてくるものと思っております。町で実施しております人材センターもこれまで農業に絞ってやってきておりますが、今年度から一括交付金を活用しまして無料職場紹介システムを構築してそれを

導入しまして、しっかりと就職・就労のマッチングをしていくという取組を始めているところでございます。町としては、社協でやっている事業と町でやっているこの事業をまずしっかり進めていって、今後一本化していくほうがいいのかどうか、そのあたりは今後の事業の進み具合を見て検討していきたいということです。

あと 1 つは、生活困窮者自立支援法というのがスタートしまして、生活困窮者の就職サポートにも県を挙げて力を入れてきております。そこでも就職の斡旋という部分が出てきますので、そういった流れとの一体性と言いますか考慮に入れながら窓口の一本化を検討していくべきだと思います。当分の間、その取り組みを推進していきながら検討していきたいと思います。

それからもう 1 点でございますが、確かにシルバー人材センターを設置している所におかれましては、さまざまな事業取組をしてございます。われわれも調査をしまして、実際シルバー人材センターを設置することによって議員おっしゃいますように技能講習会や就業分野の開拓・拡大、独自事業等取り組んでいくわけでございますが、当然、センターを運営しなければいけません。この県内に 16 ありますシルバー人材センターの状況を確認しますと、公共との契約がほとんどでございます。事業費の収入は、公共からのものが市の設置しているシルバー人材センターで平均して 52 パーセント、高い所ですと宜野湾市が 73 パーセントです。公共との契約での事業が 7 割を占めています。町村ではお隣の西原町が 66 パーセント、北谷町が 70 パーセント。そのぐらい公共からの事業を受託して成り立っている状況があります。その事業の中身というのが陸上競技場の草刈りや体育館の日直、あるいは資源ごみの回収・分別、町道・市道の清掃、公園の管理、ほとんどがそういう事業でございます。それを本町に当てはめると、すぐやる班を設置しておりまして、町のそういう環境保全や町の施設の管理等はしっかりとされておりまして、それから、資源ごみの回収・分別は、これは 5 種分別を始めたころから福祉施設でしっかり取り組まれております。こういった事業がまず本町ではすでに他の方法で進められていますので、本町がシルバー人材センターを設置した場合には、それに代わる部分の業務がなければシルバー人材センターそのものの運営も厳しくなるものだと思います。そういう観点から、まずは現在取り組んでおります人材サポート等の事業をしっかり充実させて、その後また本町ではどういった取組が必要であるのかを検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 いろんな事業があるので、社協で行っている福祉関係が多いとおっしゃっていました。草刈りとか農業の手伝いだとかいろいろあるのですけれども、そういった事業も含めて私はシルバー人材センターでもできると思うのです。それから先ほどおっしゃっていた 50 パーセントから 70 パーセントまで公共の仕事を行っている、南風

原町はその事業は全部補えているので、南風原町では人材センターは成り立たないのかという趣旨の答弁ですよね。だからその今ある 3 事業、他にももう 1 つ職業の紹介も出てきたのですが、そういうものを活用して大丈夫だということなのですが、例えば職業の案内であればセンターがあれば案内ではなくて自分たちでできるということもあり得るわけでしょう。それから、例えば、すぐやる班がやっている芝の管理だったら芝人がやっているというようにいろいろあるのですけれども、それはそれでよしとしてその他にも仕事は出てくるのではないですか。それから、センターが開拓をしていくということもやっていけると思うのです。ですから、部長がおっしゃっていたように今必要ないということなのでしょう。そのへんももっとも他の所を調査・研究する必要があると思う。今調べてきてそういうことだからと、そこで終わっているような感じがするのです。南風原町は町民の皆さん方が、自分の持っている技術をもっともっと活用したい、町に役立てたいという町民の皆さん方の力と言うか技術、知恵をもっと吸収するというのをなんでやろうとしないのか。私はそう思うのです。社協がやっているそういう福祉もできるはずなのです。南城市でもそういった病院への送り迎え、町内にある病院からお願いされている所があるとも聞きました。病院への送り迎え、買い物、そういう福祉関係もやっているのです。確かに向こうでは南風原町では株式会社美玉開発がやっているのですが草の回収をして堆肥を作っている、そういうことも南城市ではシルバー人材センターがやっているのです。確かにせっかくやっている事業をよこせというわけにはいかいでしょうけれども、それとは別に新たな事業を展開できると私は思っています。ですからそのための窓口を一つにして、その窓口が将来、人材センターに向けてできるのかできないのかもっと調査してはどうなのだろうという提案です。自分たちはこれまで調べてきたのでこれ以上調査する必要はないということであればもうそれまでですけれども、私はもっともっとやって、南風原町にこれから増えてくるであろう年配の皆さん方の仕事も支えてあげる、南風原町は高齢化率が低いと、全国でも若い町だと、確かに若い皆さん方が多い町ではあるのですけれども、どんどん高齢者は多くなるわけでしょう。前期高齢者だって平成 33 年度には本土と同じようになると国保の質問のなかでも答弁なさっているわけですから、そういった皆さん方の受け皿と言いますか、その他にも町民の皆さん方の受け皿を作ってあげることがぜひ必要だと思いますけれども、再度答弁をお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えいたします。議員おっしゃいますように、われわれが人材センターそのものを現時点で必要ないということで全く調査・研究をやらないということではございません。いろいろな角度から情報を収集し、常にアンテナを立てて、どういう施策がいいのか、現時点では先ほどから申していますように 3 つの事業を実施してまいります、われわれは常に南風原町民にとってどのような取組がベストであるのか考えて

進めてまいりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 ぜひ町民に何が一番いいのか常に情報収集はやって欲しいと思ひます。私は、シルバー人材センターをぜひ作って欲しいと思ひますけれども、皆さん方がどうしても南風原町には合わないということであればしようがないですし、その他の事業があるかも知れませんがぜひ進めて欲しいと思ひます。要望して終わりたいと思ひます。

(2) ですが、例えばこれまで町としては建物がかかっていない所、国道から行くと右側(東側)のほうですね。そこも一体性・一貫性がある、一つの営業運営がなされているからもちろん補償はしなければいけないし、これは補助の対象になるということですから予算は組んだわけですね。それで国からも補助をもらったわけだ。ところが、会計検査でこれはまかりならぬとなったわけですが、国は原則として取得用地内における物件等が補助の対象とすべきとおっしゃっていると、原則はこの切れた部分であってその他はまかりならないよというこの原則としてですからその他もあり得るといふことなのか。当局のよく言う事業の一貫性みたいな、実際にはかかっていないのだけれどもその他にも補償すべきだと、補助を出すことはあり得るといふ国の考えなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。原則取得用地内における物件等が補助の対象ということではありますけれども、実際には各収用物件につきましては多種多様な状況がありますので原則論のみではいけないところも当然あるかと思ひます。例えば小規模の場合では個人の住宅が収用地内にあったと、それは物件補償の対象にしますと、ただその後ろの敷地内に、近年では少なくなっておりますがトイレがあったとか、そういったものは補助の対象にできないのかというようなことが事例になるのではないかと思ひしております。基準そのものに原則云々という言葉はございません。基本的なものは、収用地内における物件を補償すべきという内容が出てくるということでありまして、収用地から外れているからすべてできないのかといふと、その状況によって異なるために原則という言葉を使っているのではないかと思ひしております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 前にもらった資料でもそうなのですね。ところが、その他の通常生じる損失として補償すべきだといふようなことを言っているわけです。ということは、

これまでそういった物件にはかからない、道路など事業にはかからないのに補償したことがあったのですか、なかったのですか。補償したこと、国からの補助を出したことがあったのですか、ないのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ありません。ただいま手元に過去の補償内容の資料がございませんので、的確な答弁は今致しかねます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 皆さん方の記憶にあるだけでもいいのですけれども、過去にあったのかどうか。もしあったのであれば、今回についても補助の対象になると考えると思うのです。道路にかかる、事業にかかる以外のことはこれまでもないのであれば、補助の対象になると普通は考えないと私は思います。あそこはかかりもしないのに補助を出したというような話が出ると、町民が非常に不審に思うわけです。ここが非常に問題点だと思うのですけれども、皆さん方は事業の一貫性があり一体性があると、この道路事業を前に進めるためにはこの営業補償をやるべきだというような考え方、これは一貫してずっと答弁なさっていますからその部分は補助が出なければ単費で払ってもいいと皆さん方は考えているわけです。けれども、今回の町道 3 号線については、補助の対象になるということで補償したわけでしょう。だから返せということになるのです。これまでこういうことがあったのか、なかったのか。例えば国や県からそういう助言・指導、これはできますよ、これはできませんよというようなことがあるのかないのか。そのへんが分からないのですよ。皆さん方がどういう観点で一貫性があるから補償すべきという考えに至ったのか、ここはぜひ知りたい。ですからどういうところからきているのか。国から通達、文書があったり指導があったり助言があったり、県からあったり、その文書に基づいてやったとかそういうことがあるのであればいいのですけれども、そうでもなく一体性があるからと考えたのが理解できないのです。そこはどうですか。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午前 10 時 34 分）

再開（午前 11 時 36 分）

○議長 宮城清政君 再開します。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 この事業を進めるときに補償がいくらだと皆さんは計算をしますよね。それを、県をとおして国に上げるのかな。そのとき、県の指導、皆さんとの話し合

い、そういうものをやるのですか。それから、コンサルなどもどのようなとき行うのですか。例えばこの道路にかかっていない物件がありますね、ここも入れるべき、入れるべきではない、こういう話し合いはあったのかなかったのか。町側が当然入れるべきだというような考えで補償の算出をするわけですから、コンサルも当然だという考えなのか、県も当然だという考えなのか。それとも、県はそこまで詳しいことは知らないのだけれども、補助金はトータルこれぐらいだというふうに中身を知らないでやっているのか、中身は全部皆さん方と同じ考えでやっているのか。このへんはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 答えいたします。市町村が行う事業に関しましては、総合的な事業費ベースの協議でありまして、個別の例えば収用関係について 1 件ごとに県との協議を重ねるわけではございませんので、県としては中身の詳細を把握しておりません。また、従前でこちらが収用関係について大きな疑問点があって町で判断できない場合は県と相談をして、県の意見を聞いたうえで判断をしております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 県は、建物が何平米あって、土地が何平米あって、その補償がいくらかは分からないということですね。トータルしか分からない。ということは、国もその補助を出す時には分からないのですか。会計検査が入るまで分からないのですか。この補償はトータルで 7,000 万円ぐらいでしたか、もっとですか。それを出すことに対して、これは道路にかかる建物、かからない建物、道路用地いくらと詳しくは国も当初で分からないのですか。補助は出しているわけでしょう。そこはどうなのですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 国に関しても先ほど申しました県と同様な内容になるのかと思っております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 ということは、会計検査が入らなければそのことはすんなり通った、許されたということですね。国も県も詳細まで分からない、要するに町が作った事業の一貫性があり一体であると補助金の算出をして出す、そこまで中身が分からなければ、監査が入らなければそれで済まされた事業、事項だと考えてよろしいですか。



〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前 10 時 40 分）

再開（午前 10 時 40 分）

○議長 宮城清政君 再開します。11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 そのへんは補償の問題で、草木 1 本まで国や県ではやらないとのこと。算出するときはやるのでしょうけれども、それで皆さん方は行って来たということ。ただそこで、町が行ったことが私も理解できないわけではないのです。この事業を進めるにはこの用地を買収しなければいけない。ところが、かからない所がある、例えば建物ですから家主がこれまで補償しない限りこの土地は売れないとなったときどうするかという話になると思うのです。そういうときには、全く買えないからしょうがない、単費でもどうかと議会にかけて、議会としては道を開けなくていいとなるのか、単費を出してでも買えとなるのかそれは分かりませんが、事業を進めるにあたりそういうことは分からないでもない。ところが、町で事業を進めるにあたり全部一体事業だからやるべきだと最初からそういうことでやっているわけです。これは補助の対象になると皆さん方は考えてやったわけです。ところが実際にかかる分しか国から補助はできない、残りを補償するかしないかは町の皆さん方の判断だということですよ。国としては補助の対象になるのはこの道路に切れた部分だけですよ。今この事態が起きたわけです。ですから、予算を組むときに最初からかからない部分は単費で行うということが議会で分かっていたら、議会の対応も変わってきたと私は思うのです。それを皆さん方は補助の対象だということやってきたら実は違っていたと、だから残りの部分は単費でと、要するに後からですよ。僕はその部分が町民に負担をさせていると、この責任が大きいと言っているのです。皆さん方は事業の一体化だから正しいと最初から補助の対象だと言ってやってきたわけです。そうですね。ところがそうではなかった。補助を還付することになって、それで町民の税金から払うということになってきたわけです。これは町の責任です。だから最初からここは補助の対象ではないと、ところが地主や家主がここまでやらないとこの道路を開けさせませんということで議会にかければ、それはどうなるか分かりませんでしょう。その時に単費で払うということと全く違うのです。最初からそれを分かっているのとね。町民に今後 1,200 万円の負担を強いるというそこはトップの責任ではないか。前の不発弾処理のことも書いたのですが、ここしばらく続いているものですから、そのへんは責任を取るべきではないかと思うのです。確かに、今後起こらないようにする、これはもう当然のことです。不発弾処理の時にはチェックのマニュアルも作って、フローチャートを作って起こらないようにするとした、これは当然のことですから、それもちろんやりながら、町当局の責任を取るべきではないかと思えますけれどもどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 今の件に対しては、一貫性があるのだと正攻法だと思って職員も補償をした経緯があります。県にもこういう状況である話をしたと聞いています。これに対しても当然、一貫性があるものだと県とも調整をして予算計上をし工事も終えた時点で、国の会計検査においてはきついかも知れないよとなったその状況について私のところはありませんでした。当然一貫性があるものだと職員は進めてきておりますので、これが五分五分である不安があればその時点でもしかすると単費になるかも知れないとなる。そういう状況であれば当然私たちも即工事を進めるのではなく議会、町民の理解を得て、最終的には補助の対象になるかも知れない、しかしならないかも知れないという状況では仕事をする前に当然皆さん方と調整をして結果はその分を残すのかどうかもやっていたと思います。職員としても当然、一貫性がある補償の対象だと思って工事を進めて、その結果として最後、会計監査になじまないということになった経緯であります。私たちも分かっていたら当然、担当課、全庁一つになってどうすべきなのか判断を仰いだと思います。今回は、工事が終わった後にこういうことが出てきておりますので、今後は明確に事業を進めていかなければいけないと思っております。こういう結果になったことについて、町民に対して本当に深くお詫び申し上げますが、私たちは一貫性があるものだと今でも信じております。

○議長 宮城清政君 11 番 宮城寛諄議員。

○11 番 宮城寛諄議員 町長がお詫び申し上げますと言うのは、これまで何度もお聞きしていますけれども、細かいいろんな話が上まで来て町長の判断を仰いだかどうか別問題として、トップの責任は責任なのです。町行政の責任は、常にトップが取るべきだと私は思うのですけれども、町の考え方として確かに事業に一貫性があることは私も分かります。ただ、その一貫性があるという補償をやるというときに、補助金が入るか入らないか、町は入るということでやったわけでしょう。ところがこれが違っていただけだ。結果としてそうですよね。結果として対象にならなかった。それで一般会計から返還しなければならぬ事態が起きたわけです。そこを町民に負担を強いたと言っているのです。一貫性があると言うなかで、皆さん方は一貫性があるから補助の対象になると考えたのでしょうけれども、そこは一貫性の事業であるのだけれども補助の対象にならない、単費でもやるべきだということで最初からやっておれば一般会計から出すことが分かっていたら議会の対処も違っていただいでしょうと言っているのです。その予算を組むときの判断と、あとの返還とは全然違いますよ。同じ町民に負担をさせるにしても違います。それはトップの責任ではないですかと言っているわけです。ぜひそこは町長が然るべき責任を取るべきだと考えています。町長は謝ってこれで済ますということのようではございますけれども、私はそうではない、

然るべく見えるかたちでやるべきだと考えています。ぜひ検討してみてください。これで終わります。